

## ○医療法人の設立および解散認可申請にかかる 提出期限についてのお知らせ

医療法人の設立および解散については、医療法(昭和23年法律第205号)の規定により、その認可に当たり県の医療審議会の意見を聴くこととされていますが、令和8年度第1回滋賀県医療審議会医療法人部会を、令和8年8月下旬に開催する予定であり、それにあわせて審議にかかる申請書類の提出期限を以下のとおりとします。

なお、提出された書類等に不備があった場合には、その次の審議会での意見聴取となる場合もありますので、できるだけ早く事前協議をお願いします。

**事前協議（仮申請）受付締切：5月29日（金）**

※仮申請には、申請書類一式を提出していただきます。

（仮申請書類においては、押印不要・全て写し可）

受付期間以降の仮申請申出は、次回申請（令和8年12月）を御案内させていただきます。

### ■ 問い合わせ先

滋賀県健康医療福祉部医療政策課医療整備係

電 話 077-528-3625

F A X 077-528-4859